

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成26年度第4回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成26年9月1日（月）午後1時30分から午後4時まで
- 3 開催場所 本庁舎前プレハブ会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員  
高井美智明，宮内久江，吉田勉，大谷由美子，吉成俊勝
  - (2) 執行機関  
磯崎和廣，小川喜実，宮川孝光，堀野辺直，山田政則，深谷晃一，榊原可奈
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - ・平成26年度事務事業の評価（新規評価）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 審議のスケジュール（9月1日開催）
  - (2) 平成26年度事務事業の評価1（案）
- 9 発言の内容

○\_\_**委員長** 会議次第に基づき，議事を進めたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いたします。それでは，会議録の公表の関係で，会議録署名人を指名させていただきます。\_\_委員と\_\_委員をお願いいたします。

委員の皆様には，お忙しい中，各事務事業についての評価案を作成していただきありがとうございました。答申案を作る際に関係するかもしれませんので，議事に入る前に\_\_委員から資料の説明をいただきたいと思います。

○\_\_**委員** 1回目の委員会に市から説明いただいた資料⑦「滞納整理事務の概要について」の補足資料です。今回我々が評価を依頼されている9項目について，法的性格を分かりやすくまとめました。

自治体の債権は、大きく5種類に分かれます。そのうち、税金のように裁判の訴訟を経ずに行政処分として差押えできるのが(1)分担金・加入料・過料、(2)法律に基づく使用料等です。つまり、我々が審議する市税、国保税、介護保険料、保育料、下水道使用料は差押えができ、最終手段が用意されている債権です。それ以外のし尿処理手数料、農業集落排水使用料、市営住宅家賃、水道料金については訴訟で争わなければなりません。

B「5年で自動的に時効消滅するか？」については、自治体の職員も完全に理解できていなくて問題になるところですが、地方自治法では236条により5年間で消滅時効になりますが、民法その他の規定で特別の定めがあればそちらに従うため、5年で消滅するものは少額で、消滅しない債権の方が多いです。従来は、病院や下水道の使用料は5年で消滅時効だと言われていましたが、最高裁判決で、短期消滅時効にかかることになりました。消滅時効の場合は、相手方が援用の申し立てをして初めて時効になります。また、全ての債権について時効は中断できます。

C「延滞金が徴収できるか？」について、自治体の債権は、地方自治法231条によれば、前項の歳入(普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しないものがあるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。)について、条例の定めるところによって延滞金を徴収できるとされています。納期限後に納まったものには延滞金がかかりますが、税金だけでなく全ての債権で延滞金を集めることができると地方自治法にあります。水戸市の条例では税金の法令を準用しているので、我々が評価する債権は、全て延滞金を集めることができる債権となります。もし現在徴収されていないようであれば、徴収しなければなりません。皆さんの評価書の中で、延滞金については触れられていなかったもので、これも含めて議論いただきたいと思います。

○ **委員長** 延滞金については、私も質問事項に入れていませんでした。皆様も、必要があれば参考にさせていただければと思います。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日は、各委員の評価案に基づき、議論を進めていきたいと思います。審議は、限られた時間の中で進めなければなりませんので、一つの事務事業についての審議時間は25分程度として、資料①「審議のスケジュール」にある順番で進めていきたいと考えております。本日は、新規対象事務事業となっている9事業のうち5事業の評価を実施します。進め方ですが、まず、事務事業の評価について委員の皆様から簡潔に御説明をいただいた後、審議を行ってまいりたいと思います。なお、本日は、各事務事業の担当課に出席いただいておりますので、疑問点等がある場合には、随時御質問いただければと考えております。また、審議が済んだ担当課は退席するというので、御了承願います。

それでは、審議のスケジュールに基づきまして、初めに私の担当のし尿処理手数料滞納整理事務について答申案を説明します。

#### - し尿処理手数料滞納整理事務 -

○ **委員長** 1次評価「現状のまま継続」は、妥当です。滞納者の大半は高齢者及び低所得者であり、その中には公的援助受給者も多く、かつ非強制債権であるところから、福祉的見地に立ったきめ細かい対応が求められる事業であり、したがって民間等の事業にはなじみません。

加えて、滞納整理事務は、相手方の諸事情に大きく影響を受け、かつ、し尿収集停止も制度上は可能であるが公衆衛生上限界があり、事務処理の改善努力・改善実施が直ちに収納率上昇に結びつくものではないという性格を持っています。そのため、市の適正な管理下に置かれるべきです。「現状のまま継続」は妥当であるとするも、以下の諸点の改善が必要です。

- 1 財源確保ならびに納付者間の公平性確保（行政評価調書 1 の⑦）目的に照らせば、成果指標（行政評価調書 2）の「目標」は、実績伸び率を参考にした数値は意味がなく、「収納率 100%」とし、それに対する達成率を出すべき。
- 2 督促状・催促書・し尿収集確認伝票預かり通知書の各用紙の色を変える、また高齢者にも判読できるように文字のポイントを大きくする工夫があっても良い。
- 3 臨戸訪問に関しては、事前情報収集時・臨戸訪問時・事後対応等に、民生委員との連携も検討してはいかがだろうか。臨戸訪問時のトラブルを減らし、きめ細かな対応ができるのではないだろうか。民生委員には、守秘義務もあると思うが。

早速質問ですが、各通知書の用紙の色はどうなっていますか。

○**衛生管理課** 衛生管理課では、督促状や催告書等を出しています。催告書については、納付を促す色付きの文書を同封しています。督促状については、納付書を出して 20 日以内に出していますが、督促の様式も規則で決まっているので、現状のままでいこうと考えています。

○**\_\_\_委員長** 事実と違うことを書くのはまずいので、確認しました。

○**衛生管理課** 督促状は、色を変えることができません。

○**\_\_\_委員長** もらった方が気づくようにインクの色を変えるなど、できる範囲で見やすくできればと思います。

○**衛生管理課** 督促状はできませんが、催告書に同封する添書は色を変えることもできます。

○**\_\_\_委員長** 広く解釈していただくということで、評価はこのままにします。次に、延滞金の徴収についての認識と、徴収を行っているのか可能な範囲でお答えください。

○**衛生管理課** 延滞金がとれるという認識はありましたが、し尿処理手数料の滞納額は、最少で 350 円、多くても数千円です。そのため、延滞金は計算してもほとんど出てきませんので、現実には徴収していません。督促手数料の 100 円はとっています。

○**\_\_\_委員長** それは分かるように書いてありますか。

○**衛生管理課** 督促状等に、手数料として 100 円かかっていることが分かるように記載しています。

○**\_\_\_委員** 延滞金については、長期間の未納があった場合には、計算すると出るのではないですか。

○**衛生管理課** 利息の関係ですが、計算して千円未満はカットしています。

○**\_\_\_委員** 金額の単位としては、何十円単位とか、何百円単位とかどの位になりますか。

○**衛生管理課** 計算してみないと分かりません。

○**\_\_\_委員** 徴収しないという判断をしているならば、大したことがない金額と判断しているということですか。大きい金額なのに徴収していないのは問題だと思います。

○**衛生管理課** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、し尿処理については一般廃棄物で、ごみ、し尿処理もそうですが、各市町村の責務でやっています。現在は 75%を超える下水道の

普及率があり、その他にも水洗化が進んでいます。そのうち3～5%がし尿汲み取りとなっています。とれるものはとった方が良いという考えもあると思いますが、高齢者や社会的弱者が多い中で延滞金までとるのは厳しいと思います。

○\_\_\_委員 延滞金を課さずに、減免すれば良いと思います。担当によってとったりとらなかったり、ということがあっては困るので、組織的に決定すればいいと思います。政策的な手続なしで免除しているのは問題です。

○衛生管理課 とっていませんでした。

○\_\_\_委員 債権は残っているので、徴収しない手続をする必要があります。手続をきちんとしておいた方が良くと思います。

○衛生管理課 条例改正など、今後する必要があるかと思えます。

○\_\_\_委員 条例改正は必要ではありません。減免の政策決定をすればいいです。額の多寡が分からないので、何とも言えませんが。

○\_\_\_委員 現状のまま継続という結論になっており、民間等の事業には馴染まないのが主体を変えないとありますが、手段を改善するなどの選択肢もあったように思えます。

○\_\_\_委員長 収集対象者がそれほど多くないこと、徴収する相手が高齢者や要援助者が多いことから、民間に委託すると個人情報の問題も出てくるかもしれませんし、相手方を思っ市が主体となり責任を持って対応すべきだと思いました。

○\_\_\_委員 それは分かりますが、見直しの上で継続というのは、主体を変えるほかに、手段を改善するというのがあります。市が主体となっても、手段を改善するなどの評価がありますが、これは必要ないと判断されたことについて、御説明をお願いします。

○\_\_\_委員長 そう判断したのは、相手の支払い能力などが改善しないと、市がいくら手段を変えても徴収率は変わらないと思ったからです。

○\_\_\_委員 現状がベストに近い状態ということですか。

○\_\_\_委員長 ベストかは分かりませんが、むしろ他の方法があるのかと思いました。一方では臨戸訪問も多いですし、よくやっていたらいいなとも思えます。

私の方では、評価を継続する必要はないのかなということ、1次評価は書かせていただいています。民生委員とはコンタクトをとっていいものか気になっています。

○\_\_\_委員 個人情報の問題がありますよね。民生委員の制度が分かりませんが、滞納していることが知れてしまっているのですか。

○衛生管理課 衛生管理課の業務では、高齢者や生活弱者に対しては、具合が悪い、施設を紹介してほしいという話が出てきます。関係各課と連携を取って、情報提供をしてもらったり、直接連絡してもらったりしています。業務の中で必要があれば、民生委員との連携をとろうと考えますが、現在は民生委員を通していません。

○\_\_\_委員長 必要性はないとお考えですか。

○衛生管理課 あくまでも市民の皆様から問合せがあった時に、市の方では対応するようにしています。

○\_\_\_委員長 委員の中からは現状のままで良いという話と、督促料として100円もらっているという指摘事項と、延滞金として組織決定が必要であるという話がありました。担当課からは、

最後に何かありますか。

○**衛生管理課** 臨戸訪問では、大家さんなど近所の方に様子を聞くようにしています。

○**\_\_\_委員長** 現状のまま継続ということではよろしいか。

(全会一致)

**- 農業集落排水施設使用料滞納整理事務 -**

○**\_\_\_委員長** 1次評価「現状のまま継続」は妥当です。農業集落排水施設管理は公衆衛生上・環境保全上必須の事業でありながら、施設利用料は非強制債権であり、制度上もサービス停止が行えません。滞納整理事務は、相手方の諸事情に大きく影響を受け、事務処理の改善努力・改善実施が直ちに収納率上昇という定量的成果に結びつくものではありません。

以上二点の特性を踏まえると、事務改善の基本的方向性は自ずと示されており、引き続いて市の管理下において、現状の整理事務を淡々と行うことが肝要です。また「現状のまま継続」は妥当であるとするも、以下の諸点の改善が必要です。

- 1 財源確保ならびに納付者間の公平性確保（行政評価調書 1 の⑦）目的に照らせば、成果指標（行政評価調書 2）の「目標」は、平成 27 年度 90%の収納率達成を基準としたものではなく、年度とは無関係に「収納率 100%」とすべきである。
- 2 滞納理由の精査が必要であり、より一層の、各理由に応じた臨機応変・きめ細やかな対応のための基礎とすべきである。
- 3 督促状・催告書・再催告書（すでに黄色用紙）の各用紙の色を変える、また高齢者にも判読できるように文字のポイントを大きくする工夫があつて良いのでは。
- 4 使用料は「定額制」を採用しているが、利用実態調査等を踏まえて、早期に従量制の導入を図る必要がある。使用量による料金体系に対する公平感が収納率向上に好影響を与えるであろう。
- 5 下水道使用料（強制徴収債権・サービス停止可）とは異なり、農業集落排水施設使用料は非強制債権かつサービス停止不可であるという特質は考慮しつつも、中・長期的には、当該滞納整理事務を民間委託した場合の長所・短所の分析は必要である。

補足説明として、4については滞納整理事務とは関係ありませんが、今は定額制なので、従量制を導入したらどうかと指摘しました。民間委託にした場合のコストやメリットなども考えましたが、まずは現状のまままでお願いしたいです。従量制を導入した後に様子を見させていただいて、民間活力の活用を検討しようと考えています。中長期的な視点で考えたいので、今しばらくは現状のままということです。私の方では、担当課に直接的な質問はないですが、他の委員の皆様で私の評価案に対して御質問はありますか。

○**\_\_\_委員** 「以上二点の特性を踏まえると、事務改善の基本的方向性は自ずと示されており」というのはどういうことですか。

○**\_\_\_委員長** 新たに付け加えなくても、既にできることはしていると思うので、新しい手段を見出すのは無理かなと思います。収納率の向上策はこれ以外にはないだろうということです。

○**\_\_\_委員** 実質的に収納率が 80%ですので、何らかの手段の改善の必要性は出てくるのではと思いますが。

- \_\_\_委員 従量性を導入した場合、設備投資とか移行期間はどの位かかりますか。
- 農業環境整備課 従量制についての事前協議はしています。農業集落排水については、井戸水を使っている家庭が多く、井戸水は水道と違って使用量を把握できません。井戸水の使用料をどのようにするのも含めて調査中です。従量制に移行するには、システムを変えるなど設備投資が必要になります。
- \_\_\_委員長 かなりの金額になりますか。
- 農業環境整備課 公共下水道と同様にする場合は、従量制に加えて水道部に委託となります。平成20年度の試算では、システム改修費は2,000万円であり、水道部に委託すると800万円になります。
- \_\_\_委員 別紙3で平成24年度の調定額が1億1,800万円で、収納未済額が1,400万円、不納欠損額が130万円ということは、収入未済額が10%以上あるということになりますが、収入未済額と不納欠損額の理由を教えてください。
- 農業環境整備課 不納欠損は主に生活困窮者が対象であり、5年間の消滅時効による消滅です。
- \_\_\_委員 つまり、払ってくれないということですか。生活困窮者は減免されるので不納欠損というのは矛盾しており、消滅時効の5年間というのは催促したけれども払わない人の場合です。普通では、5年経つ前に分納したりしているはずですが、手続はどうしていますか。
- 農業環境整備課 時効の中断については、納付誓約書を数件やっています。それ以外は、臨戸訪問しています。
- \_\_\_委員 時効期間の管理はどのようにしていますか。
- 農業環境整備課 年に6回納付書を送付していますが、第1回目の納付期限から5年間です。
- \_\_\_委員 それでも収納未済額が1,400万円になりますか。
- 農業環境整備課 納付誓約書はまだ数件しかとっていないので、それ以外の部分が多いです。
- \_\_\_委員 納付誓約書や分納をもう少しとるために、時効の管理をする必要がありますね。督促手数料や延滞金はとっていますか。
- 農業環境整備課 督促手数料は100円とっています。
- \_\_\_委員 延滞金はとっていますか。
- 農業環境整備課 とっていません。
- \_\_\_委員 漫然ととっていないのはいけませんね。理由をきちんと整理し、とらないということ組織決定していくべきです。
- \_\_\_委員長 私の結論を変えた方がいいのかなと思っています。滞納理由の精査は質問をしましたが、それほど行っていないのですか。
- 農業環境整備課 臨戸訪問の中で、細かに整理しています。
- \_\_\_委員長 し尿処理関係では、高齢者や低所得者であるというのが徴収できない理由として挙げられていました。農業集落排水は、滞納理由は個別に事案が違いますか。
- 農業環境整備課 大きな違いはありません。生活困窮者は、毎回臨戸訪問してもお金がないと断られてしまいます。それ以上は探れません。それから、いつ行っても会えない方もいます。そういう方は把握できていません。
- \_\_\_委員長 私の方で評価案の理由を述べましたが、担当課の意見を伺ったうえで、結論部分

について、見直しの上で継続、今後の方向性としては「イ 手段を改善する」と変更をさせていただきたいです。滞納理由の精査をすること、特に時効の中断の手続きや分納、そして延滞金をとらないのであれば組織決定が必要であるとして、見直しの上で継続と変更させていただきたいです。よろしいですか。

(全会一致)

**- 市営住宅滞納整理事務 -**

○\_\_\_委員 1次評価「見直しの上で継続(手段を改善する)」は妥当です。入居を希望している市民や、適正に家賃を支払っている入居者間との不公平感を大きくします。事業主体と入居者との関係は法の規制を受ける他は、普通の賃貸関係です。滞納者に対して、市の方針を明確にすることが必要です。指摘事項は二つあり、一つ目は入金確認の迅速化を進めること。二つ目は住宅の明渡請求など、法的措置を視野に入れていくこと。

入金について、銀行から確認するのは何日位かかりますか。

○住宅課 システムで見ることができ、通常は1週間以内で確認できます。

○\_\_\_委員 早めに対応することが、滞納を長期化させない対策になると思います。民間では、一日支払いが遅れると電話が来るという話も聞きますが、市ではどうしていますか。

○住宅課 月に1回の督促状交付に合わせて、必要があれば電話しています。

○\_\_\_委員 催告書の送付は3か月に1回となっていますが、何かに決まりがありますか。

○住宅課 3か月経つと催告書を送り、それ以降は月に1回送るようにしています。これは住宅課の滞納整理要綱に基づいて実施しています。

○\_\_\_委員 3か月経っても支払わない場合は、毎月催告書を送付しているということですね。3か月と言わず、なるべく早めの対策が有効かと思いますが。

○住宅課 督促は納付期日があって、それから20日以内に一度送っていますので、催告書をもっている人はその間督促状は3回もらっていることとなります。

○\_\_\_委員 その結果支払われていますか。

○住宅課 督促状は郵送ですが、4月から指定管理者制度を入れているので、督促状は臨戸訪問したときに渡し、分割納付なり一括納付なりしていただくようにしています。

○\_\_\_委員 指定管理者制度の導入でコストが下がっていると思いますが、市営住宅というのは福祉の側面もあるので、裁判は難しいかもしれませんね。今まで裁判になったケースはありますか。

○住宅課 私どもも出向いて、分割でもいいので払っていただいている方には滞納が減るように指導しています。そうではなく、全く連絡がとれない方、近所の人も行方を知らない方を対象に、平成15年から6回ほど追い出し請求をしています。明渡しの訴えの提起をしていて、裁判には勝っています。

○\_\_\_委員 ごみ置き場に家財道具が置かれている場合があると聞きますが、滞納のまま退去されてしまう方もいるのですか。

○住宅課 夜逃げもあるので、中に家財が残ってしまうケースもあります。

○\_\_\_委員 滞納したまま退去した方には、その後どうしていますか。

- 住宅課** 敷金の中から充当して、居所を追うようにしています。市外に出た方には、住所の追跡作業もしています。民間委託が始まったばかりですので、外に出た滞納者に対しての手続きは、今後行っていきます。今入居している滞納者を優先しているため、外に対してアクションは起こしていません。
- \_\_\_委員** 市の方針を明確にして、入居者に対し法的措置に持ち込んで対策するよりは、収納の状況を市民の方に伝える必要があるのではないかと思います。
- \_\_\_委員** 追い出し請求を6回したと伺いましたが、手段別シートを見ると25年度は明渡請求が0件とありますね。
- 住宅課** 平成15年から現在まで合わせて6件です。
- \_\_\_委員** 明渡しの訴えにいくまでの基準はありますか。
- 住宅課** 滞納整理要綱に決まっており、半年で50万円以上滞納としていますが、該当者は数百人います。母子家庭など、それぞれの事情も考慮しています。
- \_\_\_委員** 減免はできませんか。
- 住宅課** これから先の方は別として、過去の方は減免した事例を聞いたことがありません。
- \_\_\_委員** 別紙3について、過年度の収納未済額が多い理由を教えてください。
- 住宅課** 不納欠損にする事務基準に基づき、現在入居している人は不納欠損にしていません。外に出て5年以上経ち、債権管理条例に該当する場合や、消滅時効になっている方、破産した方などが対象です。
- \_\_\_委員** 不納欠損は、債権管理条例に基づいて債権を放棄した方とイコールですか。税金と違って時効の援用が必要ですが、していますか。
- 住宅課** 条例の考え方では、消滅時効が完成すれば放棄にしています。
- \_\_\_委員** 本人の援用は確認せず、時効が完成すれば自動的に不納欠損にしているということですか。
- 住宅課** 破産した方、本人と連帯保証人が亡くなっている方、行方不明の方が該当します。
- \_\_\_委員** 5年経っても払う気があれば払える方はどうしていますか。
- 住宅課** 今は手が回っていませんが、債権管理会社の活用も提案があるので、検討しています。指定管理者と連携して協議していきたいと考えています。
- \_\_\_委員** サービサーを活用するのはいいですが、今現在はどうしていますか。
- 住宅課** 退去した方については、手が回っていません。
- \_\_\_委員** 5年経過しても、連絡がつく方はどうしていますか。
- 住宅課** 連絡がつくかどうかの調査が追いついていません。
- \_\_\_委員** 5年経過しても、連絡をしていない人はどうしていますか。債権が残っている場合は、不納欠損にはしていないのですよね。
- 住宅課** していません。
- \_\_\_委員** 収納未済額のうち、不納欠損としている場合は、債権放棄をしているということですよ。5年過ぎたら一律で不納欠損とするのではなく、やむを得ない人のみ債権放棄しているということですよ。連絡がつかない方はどう対処していきますか。
- 住宅課** 滞納がこれだけ増えてしまっているため、今後取り組まなければと考えています。



- \_\_委員 サービサーを活用していくということですか。
- 住宅課 それ以外には難しいと考えています。
- \_\_委員 今は活用していないのですか。
- 住宅課 指定管理者が応募した際にサービサーの活用検討という提案はありましたが、まだ実施していません。
- \_\_委員 活用すると、何が変わりますか
- 住宅課 滞納者がどこにいるかを調べます。
- \_\_委員 年数の経過に関わらず、滞納者に対してですか。
- 住宅課 退去者のみだと思います。入居者については、指定管理者で対応していますので。
- \_\_委員 退去して5年経っている方をどうするか考える必要がありますね。今入居している方で、5年を過ぎている方はいますか。
- 住宅課 います。督促し、分納の誓約をとるようにしています。
- \_\_委員 時効を中断していますか。
- 住宅課 全てかは確認していませんが、全戸は回っています。
- \_\_委員 現在住んでいる方については、時効の援用をしないように手続はしていますか。
- 住宅課 しています。支払いの計画など立てています。過去にも、時効が成立している人はいませんので、時効の利益を放棄していると解釈させていただいています。
- \_\_委員長 催告と連帯保証人の納付指導は同時に行われていますか。催告書を連帯保証人にも同時に送付していますか。
- 住宅課 要綱上はそうなっていますが、過去に連帯保証人に連絡しないまま今に至り、それが5年過ぎてしまったものもあります。3か月経つと、本人と連帯保証人には支払ってくださいと指導通知を送付することになっていますが、今はストップしています。ただ、どこかの時点で、批判を覚悟で通知しなければならないと考えています。
- \_\_委員長 どういうことですか。
- 住宅課 なぜ何年も連絡しなかったのか、ということでしょう。指定管理者に移った直後は、事務をスムーズに進めることが先決だったので、今はストップしています。ただ、何年か経って事務がスムーズに進むようになったら、取り組まなければならないと思っています。
- \_\_委員長 連帯保証人への連絡が遅れがちなので、その改善も必要ですね。
- \_\_委員 もう一回整理したいのですが、住宅の明渡請求はどのような状況になりますか。
- 住宅課 基本的には滞納額の多い方からです。滞納期間は、本来は半年以上であれば法的措置がとれますが、滞納額の多い順番にやっているのです、5年とか6年になっています。
- \_\_委員 滞納者はずっと滞納しているのですか。
- 住宅課 人それぞれです。
- \_\_委員 連帯保証人とは接触していますか。
- 住宅課 指定管理者に移る前は、連帯保証人に通知をし、話もしました。ただ、要綱どおりの半年ではないです。
- \_\_委員 ずっと滞納しているかどうか、ということですか。
- 住宅課 人それぞれなので、時々払ってくれる方もいます。少しずつでも払ってくれているの

で、次もお願いしますとなると、法的措置は控えています。全然連絡をとれない方に対しては明渡請求をしていますが、ごく一部です。滞納がすごく多い方には、連帯保証人にお話をし、出頭してもらっています。指定管理者からも法的措置をとってほしいという意見が来ていますので、連携していきたいと考えています。

- \_\_\_委員 回収期間を厳しくするとどうなりますか。
- 住宅課 滞納額で一律でやるのは難しいと思います。生活保護並みの収入の方も多いので、ケースバイケースです。
- \_\_\_委員 もう少し厳しくやると、問題になる可能性もありますか。
- 住宅課 低所得者など、入居者には問題を抱えている方が多いので、必ずしも滞納額で処理しようとは考えていません。
- \_\_\_委員 手数料と延滞金はどうか。
- 住宅課 督促状を発行しているので、手数料を100円徴収しています。延滞金は条例の規定がないので賦課はしていません。
- \_\_\_委員 地方税の条例があり徴収できるので、検討された方が良いと思います。
- \_\_\_委員 指定管理者制度を入れて、経費を約330万円削減していますが、収納率は上がっていますか。
- 住宅課 今のところ昨年度と同水準です。法的措置もとる必要があると思っています。
- \_\_\_委員 コスト削減以外の効果はありますか。
- 住宅課 まだ指定管理が始まって4か月なので、徴収率には今のところつながっていません。これから努力をしていきたいと思っています。
- \_\_\_委員長 皆さんの意見として、見直しの上で継続は良いが、指摘事項として、延滞金のこと、連帯保証人に早い段階でコンタクトをとる改善が必要だということが、新たに出ました。
- \_\_\_委員 5年経過しても連絡をとっていない人がかなりいるので、指定管理者と連携をとってほしいです。時効を援用せずに払ってくれる人もいるかもしれませんので。
- \_\_\_委員長 \_\_\_委員から出た指摘事項も踏まえ、改善をお願いするということによろしいでしょうか。

(全会一致)

#### - 市税、国民健康保険税滞納整理事務 -

- \_\_\_委員 近時の取組は評価すべき点が多いですが、引き続き、手段等で改善の工夫等を進めて、更に一段高い事務処理を目指していくべきであり、継続評価とします。

理由として、全国の県庁所在市や特例市、県内市町村の中でも徴収率が低位にありましたが、ここ数年では、積極的な財産調査、差押え、租税債権機構の活用等で実績を上げてきています。県内市町村では徴収率が27位ですが、増減順位では6位と、努力された結果が顕著に現れています。事案検討会の開催など、組織全体として課題を共有化して業務を進める姿勢も評価できます。

しかしながら、まだ、抜本的な取組自体は緒に就いた段階であり、全県の模範となるような事務処理の仕方が求められているものとも思われ、見直しを図りながら継続評価とします。指

摘事項は以下のとおりです。

1 滞納整理事務全体の成果を把握したうえでの業務推進

滞納整理事務は、督促から納税相談、財産調査の結果を踏まえて、①分納、②差押え、③滞納処分の執行停止と移行し、結果として、「完納」または「消滅時効等での納税義務消滅による不納欠損」に至る手続になるが、その対応の①～③に属しない未処理案件（ある程度の関与はなされても①～③に移行しないものは一定の課題があると認識・区分されるべき）のボリュームやこれに至る経緯などを含めて、全体を俯瞰し、課題を見極めることができるような資料を備え、業務推進の目標・評価に資するようしておく必要があると思われる。

2 執行停止後の財産調査・停止解除等の検討

執行停止時の財産調査のみでその後の調査をほぼせずに3年を迎えて不納欠損扱いしているようにも見受けられるが、その後の調査とそれに基づく停止解除等の必要性について、公平性ととも費用対効果（事務処理経費等）の観点から検討を加えて適切なスタンスを確立していく必要があると思われる。

3 重要な判断基準の明確化の必要性・検討

執行停止に関して解除する判断、差押えの判断等については地方税法等の抽象的な基準があるが、実務的な基準を明確にして事務処理の安定化・公平化を継承させていく必要があるのではないと思われる（これを公表することの課題も合わせて検討する必要があると思われる）。

○\_\_\_**委員長** 結論は「1 現状のまま継続」から、「見直しの上で継続 イ 手段を改善する」でいいですか。

○\_\_\_**委員** 国保税は仕組みも一緒なので、同様の評価です。

○\_\_\_**委員長** 4と5は一括審議にさせていただきます。理由と指摘事項は同じです。指摘事項について、担当課で何かあればお願いします。

○**収税課** 収税課では県と連携し、滞納構造の分析をしています。具体的には、所得と滞納の関係を分析し、その結果を基に財産調査をして執行停止をすべきかなど検討しています。以前は高額滞納者が多かったので、そちらに集中的に対応する中で全体の分析をしていました。

2については、執行停止して3年をかけて時効にし、または解除するというのもありますが、もう一つは、財産調査をまんべんなくできていないので、集中的にやっているところです。きちんとした管理も大事ですが、前段階の部分ができていません。他市と比べて、水戸市は担当者の持ち件数が多いです。実務的には300件が理想ですが、水戸市では1000～2000件も持っています。執行停止をかけて時間を確保し、丁寧に取り組む必要があると考えています。

3については、どういうものを財産調査していくのか、担当者によってレベルが変わらないように、チェックシートを導入し、レベルの統一を図っています。その後マニュアルを作るようにしていきます。

4については、延滞金は窓口払としていますので、納付された期日を確認して、延滞金を処理しています。なので、延滞金はきちんと納付していただいています。収納対策本部を市として持っているの、情報交換をしながら進めていきたいと考えています。

○\_\_\_**委員** 1について、①②③に属しない未処理案件についての認識についてはどうですか。

○**収税課** 催告は一律でやっていますが、財産調査が全体を十分にできていないので、現在徹底

的にやっています。

- \_\_\_委員 財産調査は非常に重要です。人員が足りないからと今の状況に甘んじることなく進めていると思いますが、分野を絞り、重点的にやっていくべきだと思います。
- 収税課 重点的に進めることもできます。県の分析結果を基に、水戸市が弱いところが明らかになってきたので、集中的にフォローしています。財産調査は嘱託員を活用しており、調査が進んだこともあって近年の収納率が向上しました。
- \_\_\_委員 滞納構造の分析はどうやっているのですか。
- 収税課 県の租税債権機構に水戸市のデータを提供し、分析を依頼しています。
- \_\_\_委員 1については、構造分析を生かしているということですが、2について、執行停止については解除がされておらず、財産調査をあまりしていないように見受けられました。
- 収税課 十分には行えていません。その前の初期の調査が十分にできていない状態です。
- \_\_\_委員 3については、内部規定があるが、公表できないということですね。4については、延滞金は十分ですか。納付期限より早く収めた人は、得する制度はありますか。
- 収税課 今のシステムでできるところは、排除してやっています。仮に延滞金の納付予定時期も遅れた場合は、追加徴収をしています。若干煩わしい部分もあります。
- \_\_\_委員 税の不公平感は生じさせていないわけですね。早く納め過ぎている場合に返すことはいないですか。納め過ぎも不足もなく、きっちり納めているということで良いですか。
- 収税課 私どもの認識ではそうしています。
- \_\_\_委員 そうでしたら、4については削除させていただきます。収税課は滞納整理の総本山ですが、延滞金の取扱は各課で認識しているがとっていない、減免の組織決定もしていないとありましたが、そこについてどうお考えですか。
- 収税課 延滞金は、国の法律に基づいているので、お客様に問われた時に、とっていないと税制度の説明ができません。
- \_\_\_委員 収納対策本部では、ノウハウなど情報提供していますか。
- 収税課 今のところ延滞金については情報提供していませんでした。
- \_\_\_委員 その部分の情報提供もお願いします。
- \_\_\_委員 財産調査は、どのタイミングでやっていますか。督促、催告の段階で反応がなかった場合ですか。分納している期間中に財産調査をし、財産が見つければ一括納付に変更するのですか。
- 収税課 督促をして、催告をしても反応がない場合に財産調査をしています。納税相談では、あくまで本人の発言に基づいて話を進めているため、実際どうなのかを調べるために財産調査を行います。なので、分納期間中でも財産調査をする場合もあります。
- \_\_\_委員 個別具体的に、財産調査 については、企業の売掛金について、直接得意先に照会していますよね。つまり、滞納しているのが得意先に通知されることになりませんか。滞納者は経営状況が悪く、事前に相談をしているケースで、後から取引先に対して財産調査が入り、経営がおかしくなったという事例を聞きました。その対応ですと、納税する上でもマイナスになるかと思いますが。
- 収税課 事前に相談をされている場合ですね。基本的には一括納付しかないので、払えない

場合は1年の中で分納を認めています。その場合はお知らせをして、分納中にも財産調査を行うことがあると案内した上で、分納を勧めています。財産調査について何もお知らせをしないで、分納をするということはありません。

○\_\_\_**委員** 財産調査をしているということは、事前に通知しているということですか。

○**収税課** そうです。

○\_\_\_**委員長** 市税と国民健康保険税は、一括で審議しました。両方とも「見直しの上で継続イ手段を改善する」と変更になりました。指摘事項は修正があり、延滞金については、収納対策本部に他部局への指摘が加わったということでもよろしいですか。見直しの上で検討ということで、収税課でも引き続き努力いただきたいと思います。

○\_\_\_**委員長** 本日はここまでの審議となります。残りの4事業については次回に持ち越しとなります。それでは、今後のスケジュールについて、事務局より説明願います。

○**執行機関** 長時間にわたる審議お疲れ様でした。それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。

次回は、明日の午後1時30分から、残りの4事業の審議及び行政評価に対する意見についての審議と、公設地方卸売市場の効果検証についての説明が担当課よりあります。場所は、本日と同じ本庁舎前プレハブ会議室で開催します。今後のスケジュールにつきましては、以上です。

○\_\_\_**委員長** ただ今、事務局から説明のありましたスケジュールについて、何か御質問等ございますか。

(質問なし)

○\_\_\_**委員長** それでは、以上をもちまして、第4回の委員会を終了いたします。大変お疲れ様でした。